

商業・法人登記事務の取扱庁変更のお知らせ

仙台法務局の会社や法人の設立・役員変更などの登記申請についての事務は、次のとおり取扱庁が変更されますので、お知らせいたします。

変更前の取扱庁	変更後の取扱庁	変更年月日
石巻支局・気仙沼支局 名取出張所	仙台法務局法人登記部門 (本局)	平成27年6月 1日 (月)
塩竈支局・大河原支局 古川支局・登米支局		平成27年9月14日 (月)

※ 不動産(土地・建物等)登記事務については、取扱庁の変更はありません。

会社・法人の登記事務の内容	変更前の取扱庁	本局
① 登記申請手続(設立・役員変更・解散等)	×	○
② 登記事項証明書の発行	○	○
③ 印鑑証明書の発行	○	○
④ 印鑑の届出(改印)	○	○
⑤ 印鑑カードの発行(再発行)	○	○
⑥ 閉鎖登記簿の閲覧, 謄抄本等の発行	△ 保管分のみ	○
⑦ 電子認証の発行	○	○
⑧ 登記事項要約書の発行	×	○
⑨ 登記手続のご質問・ご相談	△ (注1)	○

※ 現在お持ちの印鑑カードは、そのままご利用いただけます。

(注1) 登記手続に関する質問・相談は、変更前の取扱庁でも引き続きお受けいたしますが、内容により、法人登記部門でのみお取り扱いするものがございますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

仙台法務局法人登記部門
〒980-8601
仙台市青葉区春日町7番25号
Tel: 022-225-5748

ご自宅から申請のできるオンライン申請を是非ご利用ください!

登記の申請は

証明書は 



【法人登記部門案内図】